

大和市告示第63号

大和市総合型地域スポーツクラブ創設支援補助金交付要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市総合型地域スポーツクラブ創設支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における運動及びスポーツ活動の拠点を確保し、地域住民の健康づくり及び交流の場を創出するため、総合型地域スポーツクラブ（以下「クラブ」という。）の設立に向けた準備を行う団体（以下「設立準備団体」という。）に対し、大和市総合型地域スポーツクラブ創設支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(クラブの要件)

第2条 クラブは、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 複数の種目を用意していること。
- (2) 地域の誰もが参加できること。
- (3) 定期的かつ継続的な活動を行うものであること。
- (4) 実施する種目の指導者を配置できること。
- (5) 地域住民が主体的に運営するものであること。
- (6) 営利を目的としない活動及び団体であること。
- (7) 市内を拠点として活動を行うものであること。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付を受けることができる団体（以下「補助対象団体」という。）は、市内において、事務所等を有し、及び活動する営利を目的としない設立準備団体とする。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業及び経費は、次の各号のいずれかに該当する事業に係るものであって、クラブが設立される日（当該クラブの設立総会の開催日をいう。）までに行われるものとする。

(1) 活動基盤強化（事務局機能充実）事業

ア 事務局人件費

イ 運営拠点賃借料

ウ 通信運搬費

エ 光熱水費

オ 消耗品費

カ その他事業の実施に直接必要な経費として市長が必要と認めたもの

(2) 普及・啓発・広報PR事業

ア 謝金

イ 印刷製本費

ウ 通信運搬費

エ 会場等使用料

オ 消耗品費

カ その他事業の実施に直接必要な経費として市長が必要と認めたもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1年度につき1補助対象団体当たり500,000円を上限として、当該年度の予算の範囲内で市長が必要と認めた額とする。

(補助対象期間)

第6条 補助対象期間は、1補助対象団体当たり2年度を上限とする。

(補助金交付の申請)

第7条 この補助金を受けようとする補助対象者は、規則第4条に規定する書類その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、規則第6条第1項に規定する補助金交付決定通知書に基づく正当な請求書を受理した日から30日以内に概算払いで交付するものとし、規則第10条の規定による実績報告に基づき精算する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。